

事務連絡
令和4年1月6日

都道府県 }
各市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

精神疾患による入院患者への新型コロナワクチンの追加接種に係る
接種体制の確保等について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）を踏まえて実施することとしていますが、精神科病院の入院患者については、「精神疾患による入院患者や人工透析患者への新型コロナワクチン接種体制の確保について」（令和3年7月16日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）の内容も踏まえ、追加接種においても、できるだけ当該精神科病院において接種体制が確保されるよう、関係医療機関への要請や周知を行うとともに、円滑な接種体制の構築に必要な支援を改めてお願いいたします。

また、当該医療機関における接種体制の確保が難しい場合にあっても、入院等を行う患者への接種について、当該医療機関と貴管内の他の接種施設会場との間で円滑な連携が図られるよう、周知及び必要な調整をお願いいたします。

なお、初回接種完了から8か月以上を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合については、「初回接種完了から8か月以上を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月17日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に基づき実施することとしていますが、同事務連絡の1.（1）②で挙げられている「病院又は有床診療所の入院患者」には精神科病院の入院患者も含まれることから、市町村（特別区を含む。）と都道府県が適宜連携の上、入院患者に対する接種を行う意向を持つ精神科病院を把握し、必要なワクチンの配分等を行い、追加接種を実施いただきますよう、よろしく申し上げます。

(参考：関係事務連絡等)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」(令和2年12月17日付健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添)
- ・「精神疾患による入院患者や人工透析患者への新型コロナワクチン接種体制の確保について」(令和3年7月16日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)
- ・「初回接種完了から8か月以上を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」(令和3年12月17日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)